

小規模養鶏に対する家保のアプローチ

湘南家畜保健衛生所

廣田 一郎 矢島 純夫
二宮 歌子 草川 恭次

はじめに

小規模平飼い養鶏は手軽で身近な畜産で、現在でも新規に飼育を始める人がみられる。しかし、小規模平飼い養鶏は簡単に始められる反面、基本的な鶏の飼養に関する知識・経験等の準備不足のため、実際に飼い始めてから様々な問題に直面し、家保へ相談が舞い込む場合が多い。農家が直面するこれらの問題に対し、分かり易く説明・指導するためのマニュアルの必要性が生じ、取りまとめた。

管内の飼養状況

1 飼養規模と飼養戸数

管内の1,000羽以上飼養の養鶏農家は6市12戸である。

一方、100羽以上1,000羽未満の飼養規模では、3市1町9戸で、うち3戸が、ここ2年間で新規に飼養を開始している。

2 飼養形態

1,000羽以上の12戸中11戸（92%）が開放鶏舎でのケージ飼いで、1戸（8%）が平飼いであった。

これに対し100羽以上1,000羽未満の飼養規模では、9戸中9戸（100%）が平飼い養鶏であった。

これらのことから、小規模養鶏を平飼いに限定する（以下、小規模養鶏とする）こととした。

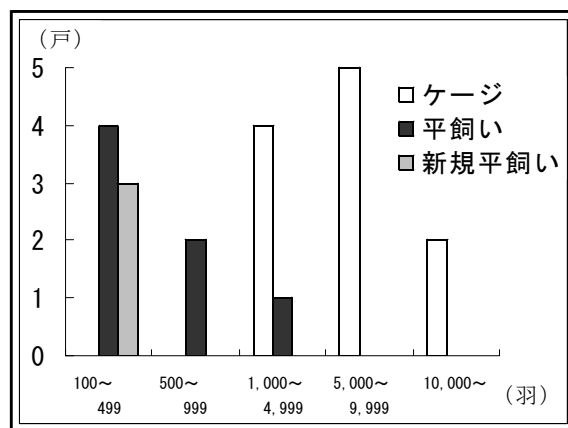


図1 管内の規模別飼養状況

小規模養鶏が直面する問題点

小規模養鶏は施設面での投資が少なく、手軽に開始出来る。近年の食の安全・安心意識の高まりも追い風となり、「こだわりたまご」的な位置付けで人気、需要もある。また、自然農法の実践の場としてとらえることも出来る。この様な良いイメージが先行するが、簡単に始められる反面、基本的な鶏の飼養に関する知識が不足していたりと、実際に飼養し始めてから様々な問題に直面し、家保へ相談が無い込むことが多い。

1 家保への問い合わせ

問い合わせは直接飼養者が来所する場合もあるが、大半は電話による問い合わせである。問い合わせ内容で最も多いのは、死亡鶏と鳥インフルエンザについて、鶏の処分先（生鶏、死亡鶏）についてである。その他としては、卵を産まない、元気がない、尻つつき、洗卵方法、脚弱等であり、状況確認のため農場へ検診、指導をおこなう場合もある。

2 遭遇事例

(1) 異常卵に関わる消費者からの苦情（夏期の有精卵の取扱い失宜）

消費者から「卵黄が崩れた異常卵が混ざっていた。」とのクレームがあり、農場の聞き取り調査をおこなったところ、原因は、①巣箱以外からの採卵、②卵を抱いている鶏を退けずに手探りで採卵、③保管・陳列時の温度、などが考えられた。産んだ日にちの判らないものが混ざってしまうと、この様なことが起こる。

(2) 鶏の大量死（自家配合飼料が原因の中毒死）

農場では、おからの発酵飼料をベースにした自家配合飼料を給与していたが、副原料のそば粉が燻煙剤に汚染されていたことが原因で、鶏が中毒死した。幸い人の口に入ることはなかった。人の口に入るものを生産しているという意識をしっかりとって作り手側も、はっきり安全であるというものを仕入れなければならない。

3 飼養形態と事故率

当所が持っているデータの中で事故率を見たところ、図2の様な結果が得られた。これは家畜伝染病予防法第52条による、管内で1,000羽以上飼養する養鶏農家からの死亡羽数報告5年分を月別にまとめたものである。ケージ飼い（11戸）では夏の暑熱被害の時期を除き、とても安定している。

平飼いでは、全期間において事故率が高く冬の事故率の高まりが顕著であった。平飼いは 1,500羽の中小規模1戸の5年分のデータだが、その年その年でバラツキが出て、気候条件に、大きく左右されることが判った。この様に、平飼いでは、ケージとは指導のポイントが異なる場合がある。

また、平飼いでは普段からコクシジウム等の感染症や競争、つつき等のストレスで鶏が消耗していると考えられる。これらも死亡率を高める要因となるので、冬場の防寒対策と併せて、それぞれに適切な対策を講じることが重要である。

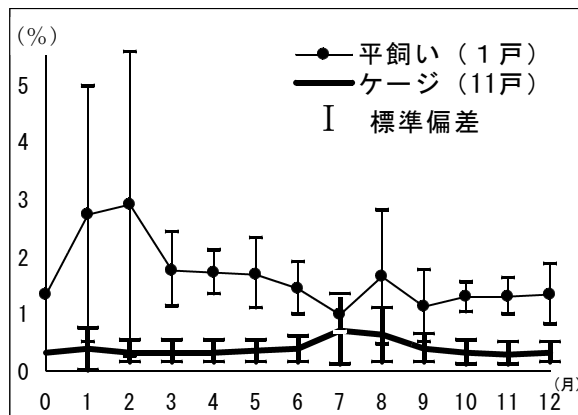


図2 月別事故率の推移 (H16~H20)

小規模養鶏指導マニュアルの作成

1 新規農家への持参物 (従来)

現状では、家保が新規小規模養鶏に初めて行く時は表1に示した冊子類と家保だより等にまとめた印刷物を持って行く。それぞれの冊子は、専門的に、かつ、分かり易くまとめられているものの、これだけ多いと農家の庭先で説明し、理解してもらうのは至難の業である。農家からの質問に答えながらでは、順序立てた説明もままならない。そこで、指導する立場の家保としては、今まで示した問い合わせや、事例とともに、これら冊子類の内容を一冊で説明出来る様な、「小規模養鶏指導マニュアル」が欲しいと考えた。

表1 新規農家への持参物 (従来)

冊子類 (パンフレット、リーフレット)
・ HPAIの発生を防止するために
・ " ~飼養衛生管理チェック表とポイント~
・ ワクチネーションプログラム
・ 飼養管理基準
・ 消毒について
・ エサの記録とポジティブリスト
・ 安心できる畜産物の生産のために
印刷物 (家保だより等)
・ コクシジウム
・ つつき対策
・ 卵の表示

2 マニュアルの内容

養鶏のベテランから見れば当たり前のことでも、初めて鶏を飼う人は、いろいろなことが判らないのが当たり前である。問い合わせ内容等を整理・分類し、これから小規模養鶏を始める人に、「知っておいて欲しいこと」として表2のとおり整理した。この3つの事項に

表2 知っておいて欲しいこと

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本的な鶏の飼養管理 2. 平飼い特有の対策 3. その他 (関係法令) |
|---|

ついて、初めて鶏を飼う人に対して、分かり易く説明するために、内容をまとめ、マニュアル化した。

(1) 基本的な鶏の飼養管理について

鶏の生理については、加齢とともに産卵率や卵の質が悪くなっていくこと、タマゴを産まなくなる時期があることなど、初めて鶏を飼う人は知らない場合が多い。また、尻つつき等の悪癖は、平飼いスタイルで飼うことによって助長される。「平飼いの問題点と対策」で後程説明するが、一般養鶏場とは異なった管理・知識が要求される。

鶏の健康管理については、家畜衛生や伝染病予防に関して農家がすべき事、これは、鶏の健康に関する事なので、主旨を説明すれば、比較的簡単に理解が得られる。

これに対して、薬やエサに対しては、誤解や偏見があることが多い。自然養鶏では、ワクチンを含めた、薬全般の使用について反感を示す場合がある。特に憂慮すべき点は、ワクチン未接種である。また、小規模では羽数が揃わず、ワクチンのロスが出る。さらに、自家繁殖ともなれば日齢が揃わないので理想的なタイミングでのワクチン接種ができない。完璧な理想像にこだわらず、NDなど、最低限接種しておかなければならないワクチンを確実に実施するよう指導する。

また、ワクチンは要指示医薬品、劇薬等に分類されるため、獣医師の管理下で使用するなど、基本的なことも併せて、指導しなければならない。タマゴの衛生的取扱い等についても、採卵から洗卵方法、販売に当たっての表示事項等を示す必要がある。この辺りもマニュアルに記載した。

(2) 平飼い特有の対策

図2で示した様に、平飼いでは、普段からの事故率が高く、冬場は気候に影響され易く事故率

表3 基本的な鶏の飼養管理

鶏の生理 寿命、産卵、更新、性質、悪癖
鶏の健康管理 家畜衛生や伝染病に関する知識 誤解・偏見の解消 ワクチン接種
鶏卵の衛生的取扱い 採卵時の注意、洗卵方法、表示事項

が上がることもある。平飼い特有の問題に対しては、表4のとおり対策を示した。

コクシジウム等の寄生虫の土壌汚染という、問題に対し、その対策を示した。

また、コクシジウム等の感染性疾病以外にも、競争や、尻つつき等、鶏本来の性質が、平飼いという飼養形態によって、顕著に現れる。尻つつきの要因はさまざまだが、尻つつきを始めた原因を見極め、原因排除や、問題鶏の隔離等を直ちにおこなう。放

っておくと悪癖となり、尻つつきの原因を排除しても直らない。また、雄鶏飼育等、飼養環境によっては、実施が難しい対策もあるので農家の実情に合わせた対策が必要である。

また、温度管理のための対策も必要である。

こういった項目出しを行って、具体的な対応方法について、詳細を記載していった。平飼いという飼い方がもたらす事故率を高める要因を指摘し、対策を示した。

表4 平飼い特有の対策

<p>コクシジウム等の土壌汚染</p> <ul style="list-style-type: none"> → 導入鶏の検査（侵入防止） → 土壌消毒、輪換放牧、抗コクシジウム薬競争、悪癖（尻つつき） → 羽数に応じた飼槽、給餌量・回数の見直し → 群の規模・構成、雄鶏による統率、デビーク代替え物（野菜等）、原因鶏・悪癖鶏の隔離暑さ寒さ → 避難場所の確保、防風対策、温度管理
--

(3) 関係法令

鶏を飼うにあたって関係してくる法令がある。家保も行政機関であり県民から見た場合、これらの関係法令について熟知しているものと思われる。「こういったことをする場合、どこに届けを出したらよいか？」家保は疾病予防のために、農家指導に行ったつもりでも、こういった質問に対して答えられなければ、行政不信を招きかねない。

関係法令についても、とりまとめた。

表5 関係法令

<p>鶏を飼う 家畜伝染病予防法 → 飼養衛生管理基準の遵守 動物の愛護及び管理に関する法律 → 産業動物の飼養及び保管に関する基準の遵守</p> <p>100羽以上 化製場等に関する法律 → 知事の許可（地域による）</p> <p>糞処理 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 → 管理基準の遵守 ※ 2,000羽未満でも、管理基準に準じた適正な処理に努める</p> <p>エサの仕入れ先、販売、譲渡 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 → 飼料製造業の届出業者から購入 → エサを自家調整し販売（譲渡）する場合には、飼料製造業の届出が必要</p> <p>投薬・ワクチン接種 薬事法 → 休業期間（出荷禁止期間） → 残留問題 獣医師法 → 要指示医薬品、劇薬 → 獣医の指示の元に使う（指示書等の処方箋が必要）</p> <p>卵を販売（配布） 食品衛生法・JAS法 → 表示事項 鶏卵のサルモネラ総合対策指針 → 侵入防止対策と農場の衛生管理</p> <p>精肉加工・販売 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律</p>

(4) マニュアル

写真1のマニュアルを作成した。

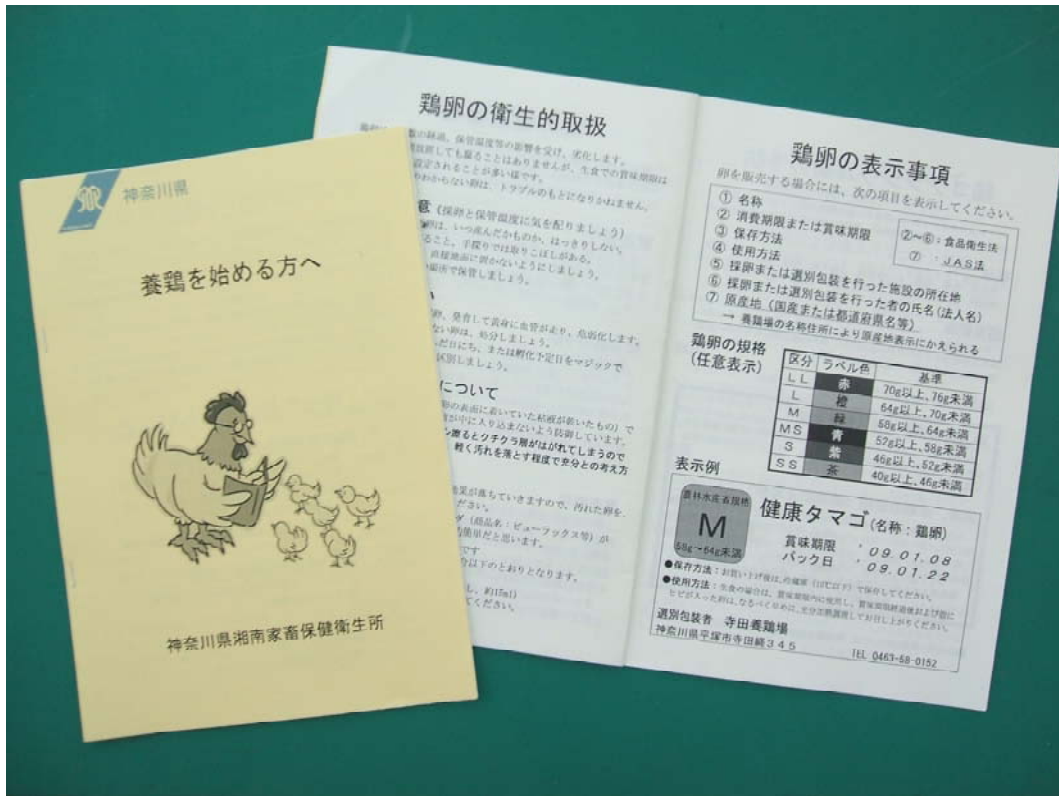


写真1 マニュアル内容

まとめ

家保は、これまで対応してきたことを踏まえ小規模養鶏が直面する問題について3項目に整理し、マニュアル作成を試みた。

今後は、このマニュアルを新規農家の指導に活用するとともに、いつ問い合わせがきても対応できる形が整った。

今後も新規飼養者が現れる小規模平飼い養鶏に対しても、家保の適確な指導が求められている。

表6 まとめ

小規模養鶏が直面する問題点をマニュアルにまとめた

- ・ 基本的な飼養管理
- ・ 平飼い特有の問題点と対策
- ・ 関係法令

参考文献

- 1) 近田 利邦ほか：平成18年度神奈川県家畜保健衛生業績発表会集録、(2007)
- 2) 大木 茂実ほか：平成8年度神奈川県家畜保健衛生業績発表会集録、(1997)